

第 2 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和6年度 第2回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月10日（金） 午後3時00分

2 開催場所 鹿角市役所 全員協議会室

3 出席委員 （11名）

1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

6 番

7 番

8 番

10 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （2名）

9 番

11 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 8号 非農地証明申請について

議案第 9号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 12番

1 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 それでは、ただいままでの出席委員数を報告申し上げます。 農業委員13名中、出席11名であります。欠席委員は、9番の委員、11番の委員の2人であります。
------	--

会 長 事 務 局 長	<p>また、本日は農地利用最適化推進委員 9 名の方に出席をいただいております。 したがいまして、本会議は成立とさせていただきます。 では、ただいまより鹿角市農業委員会第 2 回総会を開催いたします。 開会に当たり、会長よりご挨拶があります。</p> <p>【挨拶】</p> <p>ありがとうございました。 それでは、ここからの進行につきましては、会長よりお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局 長 議 長	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に説明】</p> <p>事務局から会務報告されましたので、ご了承方お願いいたします。</p>
議 長 委 員 一 同 議 長	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 1 2 番の委員、そして、1 番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。 どうかよろしく願いをいたします。</p>
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	<p>それでは、最初に、報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の 2 ページをお願いします。</p> <p>報告第 2 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について。 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。 3 ページをお開きください。</p> <p>第 1 8 条第 6 項</p> <p>【受付番号 1 2 番から 2 1 番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありましたらご発言願います。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように承認します。</p>
議 長 事 務 局	<p>次に、議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の 7 ページをお開きください。</p> <p>議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。</p>

		<p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>第3条</p> <p>【受付番号6番から8番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	員	<p>ただいま説明が終わりましたが、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。</p>
委 員		<p>私が行ってきたところは受付番号8番の〇〇です。これは去年まで〇〇が作付している田でありましたが、〇〇〇が買うということで話がまとまった物件で、金額についてはお互いのことなので、問題ありません。</p>
議 長		<p>ご苦労さまでした。</p>
委 員		<p>次に、1番の委員はどうですか。</p>
		<p>所有権意見について、6番の〇〇〇の農地を見てきましたけれども、特に事務局の説明どおりで問題ありませんでした。耕作もされているようです。</p>
議 長		<p>以上です。</p>
委 員		<p>それから、もう一方の委員はどうですか。</p>
議 長		<p>私も一緒に見てきましたけれども、支障ないと判断しました。</p>
		<p>ご苦労さまです。</p>
委 員 一 同		<p>ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。</p>
議 長		<p>(「なし」の声)</p>
		<p>よろしいですか。</p>
事 務 局		<p>ちなみに、事務局6番のこの〇〇〇さんの関係は何かありますか。</p>
		<p>近所の方で、血縁関係までは不明ですが、これまで賃貸借契約を結んで耕作しておりました。</p>
議 長		<p>無償ということで。</p>
事 務 局		<p>そうですね、無償ということで。</p>
議 長		<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同		<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長		<p>そのように決定します。</p>
議 長		<p>それでは、次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案の9ページをお開きください。</p>
		<p>議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p>
		<p>農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p>
		<p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p>

		<p>10ページをご覧ください。</p> <p>第5条</p> <p>【受付番号4番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長		<p>ただいま事務局の説明が終わりましたが、ここで現地調査に行った委員より何か補足があればご発言いただきたいと思います。まず、1番の委員はどうですか。</p>
委 員		<p>この場所はですね、〇〇〇の土手のですね。〇〇〇の土手の反対側に当たるところで、〇〇〇の中間あたりに当たるところで、すぐ下になっている。それで、3方が住宅に囲まれていて、一部、一面だけが水田続いていると。その中の休耕地ということで、特に問題ないなということで見てきました。</p> <p>以上です。</p>
議 長		<p>もう一方の委員はどうですか。</p>
委 員		<p>私も同じ意見で支障なしと判断しました。</p>
議 長		<p>ご苦労さまでした。ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言いただきたいと思います。何かございませんか。</p>
委 員		<p>ちょっと確認なのですが、一部水田と接しているという今現地調査の話ありましたので、水田に密着するように家が建つような転用ではないのかというところ、ちょっと気になるなど。</p>
事 務 局		<p>詳しい情報等はありませんが、建築基準法等あるため、水田に密着している家屋は建設しないと思われます。</p>
議 長		<p>ほかには何かお聞きになりたい点ございませんか。</p>
委 員 一 同		<p>(「なし」の声)</p>
議 長		<p>よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同		<p>(「異議なし」の声)</p>
議 長		<p>そのように決定します。</p>
議 事 務 局		<p>それでは、次に、議案第8号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の11ページをお開きください。</p> <p>議案第8号 非農地証明申請について。</p> <p>非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>非農地証明</p> <p>【受付番号1番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。
委 員	この物件は何回か農地パトロールで見ているところですが、のり面がきつい中に多分畑として申請面積はないです。のり面があつて、少し平らになって、またのり面。のり面の部分が面積に入っているという感じで、もう杉の木が５０年くらいになっていました。全く支障なく、早くこれ非農地にしなければならなかった物件と思います。
議 長	この下のほうの農地には、日照なんか関係ないですか。
委 員	関係ないですね。今までずっともう、その５０年以上になつていても耕作はしてましたから。その間に川がある、のり面の下のほうが川になっています。
議 長	分かりました。
委 員 一 同	ほかの委員より何かお聞きになりたい点ございましたら、ご発言願います。
議 長	(「なし」の声)
委 員 一 同	よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声)
委 員 一 同	そのように決定します。
議 長	続きまして、次に、議案第９号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の１３ページをお開きください。
	議案第９号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があつたので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
	１４ページをお開きください。
	利用権設定
	【受付番号６６番から７１番を議案書を基に説明】
	説明は以上です。
議 長	ほかには何かお聞きになりたい点ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	続きまして、次に、議案第１０号 農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	４５ページをお開きください。

<div>議 長</div> <div>委 員 一 同</div> <div>議 長</div> <div>委 員 一 同</div> <div>議 長</div>	<div> <p>議案第 10 号 農用地利用集積計画（案）に関する意見について。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>46 ページをお開きください。</p> <p>【受付番号 1 番から 2 番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>何かお聞きになりたい点ございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>そのように決定します。</p> <p>以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。</p> </div>
--	---